第5回新居浜市総合文化施設建設委員会(全体会)会議録

1. 日時	平成 26 年 2 月 4 日 (火) 14:00~15:30
2. 場所	新居浜市役所 4階 41会議室
3. 出席者	委員 松久勝利(委員長) 山本光博(副委員長)
	安孫子尚正 石川猛 伊藤公一 伊藤嘉秀
	井上和志 宇野貴美恵 合田定子 佐薙尚史
	篠原雅士 武田信之 田邉憲司 直野由美子
	福本美喜和 藤田優
	市長 石川勝行
	総合文化施設準備室 顧問 原田平作
	総合文化施設準備室 参与 山野英嗣
	企画部 部長 寺田政則
	総合文化施設準備室 室長 赤尾恭平
	n 副室長 菅春二
	川 副室長 曽我部みさ
	# 係長 土岐幸司
	第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十
	開館準備支援業務 受託者 堀 孝
4. 欠席者	坂上公三 好井和樹
(赤尾室長)	開会挨拶
	●人員体制/異動の紹介
	・2014年1月1日:美術館担当参与就任/山野参与
	・2013 年 4 月:前任・田中部長→寺田企画部長
	・ ″ : 前任・藤田係長→土岐係長
	●事務局代表/山野参与よりご挨拶
(松久委員長)	●本日の議題とスケジュール
	I. 取り組み状況について
	Ⅱ. 開館準備・記念事業について
	Ⅲ. 施設利用条件の設定について(時間・料金)
	IV. その他
	~15 時 30 分終了予定。

(赤尾室長)

●現況報告

- ・それでは、前回の第4回全体会から、これまでの取り組み状況についてご 説明いたします。
- ・まず建設工事につきましては、市長のご挨拶にもございましたが、ご承知のように、2度の入札不調がございました。三井住友建設・一宮工務店・白石工務店の共同企業体に決まり、昨年3月議会での議決を得て、4月に起工式を執り行い、5月の連休明けから工事に着手いたしております。現在は、地下基礎部の掘削、施工を終え、地上1階部分の鉄骨建方に入ったところでございます。ご案内のように今職人さんの数が凄く足りないという状況の中で、実は当初の予定を少しずつ遅れて参っております。されとて我々としますと27年の春、このオープンをずらせないという事で現場も含め鋭意取り組んでいる所でございます。
- ・また建設現場の仮囲いには、昨年11月と12月に2回にわたって一般公募によります、絵を描くワークショップを開催いたしました。南側と東側ですので、車でお通りの際にはなかなか目に触れないのですが、子供達の安全という事を考え、"南と東"で行いました。12月の第2回目の際には、東高校美術部・書道部と商業高校の美術部の皆さんにもご協力いただきました。また北側の道路側には総合文化施設建設に向けた小学生の作文の紹介や、施設の案内パネルを、西側には観光案内パネルを設置するなど、総合文化施設建設の気運醸成に努めております。
- ・続きまして展示制作・工事につきましては、請負業者であるトータルメディア開発研究所と日々、模型を作ったり、スタディを重ねながら最終決定の手前というところ取り組んでおります。とくに太鼓台ミュージアムについては、本日所用でお休みの坂上副委員長も推進委員会にご在籍でございますので、そこでご説明を行い、各地区の運営委員会へ出向き、太鼓台借用展示等についてご説明をしたり、ご意見を伺っているところでございます。後3地区程残っておりますけれども、お声がかかり次第ご説明に参りたいと思っております。
- ・またその中の360度シアターの映像につきましては、一昨年、実験的にど ういう撮影が出来るかというスタディを、ハートネットワークさん等を中 心にやって頂きながら、昨年の太鼓祭りでは、鴻上尚史さんの陣頭指揮の もと、一宮神社、イオン夜太鼓、山根グラウンド等において撮影を行い、 現在、トータルメディアにおいて編集作業を進めているところです。
- ・次に、運営に関しまして、先程よりご説明申し上げておりますが、総合文 化施設の美術館部門につきましては、調査・研究、展覧会の企画等という 所謂学芸部門は市の直営で行います。そしてそこのオペレーティングを含

めて施設全体の維持管理や、美術館以外のホール、新居浜文化のご紹介などの企画運営については、大きい枠組みは市で決定しますが、その中で民間事業者に少し自由に市民協働という事を活かしながら運営していく為に、指定管理者制度という物を導入していきたいと考えながら今動いております。

- ・指定管理については、県内の実績のある事業者、また新居浜市内には実績のある事業者はございませんが、当然最終的には新居浜市民の手でという事ですので、新居浜市民の企業様の中で意欲をお持ちの事業者からヒアリングを行い、6月から公募をかけたいと考えております。その後、プロポーザルという様な事で各事業者よりご提案を受け、審査し決定していく、いう方向で8月の末頃を目途に事業者を決定し、9月議会のご承認をいただいた上で、10月から我々と指定管理者による開館準備に取り組んで参りたいというところでございます。
- ・最後になりますが、事務局である準備室の人員体制については、先程紹介 いたしましたが、我々の事務局は凄く人数が少なく難しい点もある為、国 立民族博物館/大阪民博の立上げから展示制作・事業の実施等でご経験の あるコモードデザインの堀さん、にお手伝い頂きながら、現在、事業計画 をまとめあげている所でございます。
- ・以上で、建設工事、展示工事、人員体制等、取り組み状況についての説明を終わりますが、先程、委員長より仰って頂きましたように、2年間委員会として開催をさせて頂けなかったという事で、少しこちらの画面とお手元の方に、おさらいも含め私共の概要を掲示いたしております。館の内容・面積等に関しましては、何も変更ございません。
- ・ご確認を頂ければと思いますが、まず1階を入ると交流センターという事で、新居浜文化のご紹介・太鼓台ミュージアム、それから市民の皆様に教室や講座にてご活躍頂こうと思っておりますアート工房がございます。
 - 2 階に上がりますと、美術館の展示室/常設展示室・企画展示室・市民ギャラリー、この3室をご用意する予定です。

それから1階のエントランスホールから下に降りて参りますと、交流センターという事で交流サロン、それからカフェ等がございます。そこのフロアーに外に向けては屋外ステージがあったり、屋外の観客席に繋がる前庭がございます。

それから一番地下に降りますと、皆さんにお使い頂くのは基本的には小劇場という事で 250 席の小劇場、その周りには楽屋・練習用のスタジオといったものを配置しながら、一方ではバックヤードとして、美術館の収蔵庫や学芸員の研究室、というものを配置した建物でございます。少しここで

確認をさせて頂きました。

以上で事務局からの説明を終わらせて頂きます。

(松久委員長)

・ありがとうございました。おそらく皆さんご承知の内容を復習した、という事でございますが、ご質問・ご意見ございますでしょうか。 これまでの流れでございますので、これから先の事はまた、この後の議題の中で。

では次に、「開館準備・記念事業」についてご説明お願いいたします。

■議題1 ■.(赤尾室長)

- ・では、私の方から大きくご説明させて頂ければと思います。資料を1枚お 捲り頂いて、全体の計画行程をそこに記載させていただいております。 ここに書かれておりますように、今現在、建設工事を行っておりまして、 建設工事といたしましては1月末を目途に出来上がるだろうという予定 でございます。あくまで契約工期は3月いっぱいという事でございます が、本議会で工期の変更についてご承認を頂く予定でございます。その間、 それが終わりますと、事務局の方で引っ越しを行いまして、大体4月の連 休を目途に全館をオープンさせたいと考えております。現実はここで統一 地方選挙が行われますので、日程としては色々打合せをさせて頂きながら 決めさせて頂ければと思っております。
- ・それを経ましてオープニングといたしましては、5月の連休から子供さん 方の夏休みの所にかけて、約4か月~5か月をオープニングのフェスティ バル期間と考えておりまして、その中で郷土出身のアーティストの方等、 そういった方々にご出演頂く色々な事業を唱っていければと思っている ところでございます。
- ・美術館も当然春から開けるのですが、実際本格的な作品をお借りしてとい うような事が、建設工事のコンクリート打ち終わりからふた夏という事を 文化庁からもご指導頂いておりまして、美術館といたしましては本格的な 稼働というのは秋からというのが、本筋かと思っております。されとて、 総合文化施設・美術館のみを開けないという事が出来ませんので、4月全 館挙げてオープンという事を目指して取り組んでまいりたいと思ってお ります。
- ・その中で、本委員会の果たして頂く役割という事で、今後我々としても、 例えば館の愛称の募集ですとか、ロゴマークの決定でございますとか、ま た、指定管理者制度に向けて市民の利用者の立場からご意見頂きたいとい う事で、決まった事項ではありませんがプロポーザルの審査委員のような 方もこの中よりどなたかお出になって頂ければと考えております。ですの でその辺りが整いましたら、一度解散という形になるかと思いますが、ま

だまだ開館に向けて市民からの注目を集める事業もあるかと思いますので、何卒、ご協力を宜しくお願い申し上げます。

それでは続きまして、それぞれ指定管理に向けて、それからオープニング の事業について、個々担当よりご説明申し上げます。

(曽我部副室長)

- ・総合文化施設の曽我部と申します。宜しくお願いいたします。 私の方からは、まず、先程室長よりも説明がございましたが、指定管理者 制度というものはどういうものだろう、という風になかなか分からない部 分もあるかと思いますので、本当に簡単ですが、指定管理者制度について ご説明させて頂きたいと思います。
- ・簡単に申し上げますと、指定管理者制度というのは、保育所ですとかプー ルですとか公民館などの公の施設、公共団体が設置・運営している施設の 管理に関してまして、自治体が条例に基づき、民間業者を含む法人ですと か、その他の団体を指定して該当する施設の管理を行わせる事が出来る、 とする制度でございます。これは2003年、地方自治法の改正に伴って、 こういった管理の制度を行っても良いと決まったものに基づいておりま す。では、それまでは公の施設の管理は誰が行っていたのか、という事で すが、以前は管理受託者についてはその施設の公共性に注目いたしまし て、公共団体や公共的団体といった政令で定めている出資法人に、委託先 といったものは限定されておりました。新居浜市においては、例えば文化 センター等については、文化体育振興事業団といった公共的団体が委託業 者として役割を担ってきたものです。しかし、例えばスポーツジム等の体 育施設や集会のスペースや美術館とか福祉施設等、公的主体外の民間の主 体に於いても、十分なサービスの提供能力が認められる主体が増加してき ており、また、住民ニーズ自体が多様化してきている事もありまして、効 果的・効率的にこういったニーズに対応する為には、民間の事業者が持っ ているノウハウを十分に活用する事が有効であると考えられた為に、公の 施設の適正な管理確保の為に、施設の公共性に注目してきた従来の考え方 を改めて、管理の受託主体を公的なものと法律上制限する事をせずに、住 民の平等利用の確保や差別的取扱いの禁止を法律上直接に義務付けたり、 管理を委ねる相手方の選定の手続きを条例によって定めて、指定管理者の 指定に際しては、議会に議決を経るものとする、管理の基準を予め条例で 定める、指定管理者は毎年度終了後事業報告書を提出する、地方公共団体 の指示に従わない時等には指定の取り消しを行う事が出来る、とした上 で、その適正な管理を確保しながら住民サービスの質の向上にも寄与する ような、指定管理者制度が導入されました。新居浜市に於きましても、指

定管理者制度が導入されておりまして、先程申し上げた市民文化センターや市民体育館に関しましては文化体育振興事業団が、総合福祉センターに関しましては社会福祉協議会が、新しい所では駅前の駐輪場に関しましてはシルバー人材センターが指定管理者、そういった指定を受けて円滑な施設の運営管理を行っている所でございます。

本総合文化施設も同じ様な形での指定管理者制度の導入を目指して、準備をいたしている所ございます。以上です。

(赤尾室長)

・今の曽我部の話ですが、凄く難しい話ですけれども、公が運営していくとなりますと、条例や規則といったそういった手続きを経ながら定めて運用していく、というようになります。そういった意味で周囲の皆様より色んなご意見を頂いた時に、"精神的にはやりたいがルールで出来ません"という所が出てきまして、市民ニーズにスムーズにお応えするというのは、なかなか制度的に難しい所がございます。そういう意味で大枠=絶対ここは譲れないよ、という所だけ条例で定めて、細かい運営に関しては事業者が主体を持ってやってくという事を目論んで、指定管理というような事でやっていきたいと思っております。実際指定管理者に全てをお任せするという事ではなくて、一定条例の中で市としての在り方というのも盛り込みながら、それを受けて実際の運用を事業者ベース、民間ベースでやって頂く、という事が目的でございます。以上で補足を終わります。

続きまして、スケジュールにございましたオープニングフェスティバルと、それから事業についての考え方について、菅からご説明を申し上げます。

■議題 2 ■

(菅副室長)

・総合文化施設の菅でございます。続きましてオープニングの事業計画等についてご説明を申し上げたいと思います。皆様方のお手元の方に、先程赤尾より申し上げました、こういったスケジュールの行程がございますが、オープン→いきなり事業という事ではなくて、プレの期間として来年度1年間、地域の方々含めて新居浜出身の方々、そういった方々の事業・ワークショップ等を進めていきたいと考えております。それを経て、オープンの期間、先程、赤尾が申し上げましたように5月~8月くらいまでの4か月間について、出来れば新居浜ゆかりのアーティストの方、多くの市民の方にご参加頂くようなイベントを私共の方と、今回この施設をご一緒に運営して頂く指定管理の皆様と共に進めていきたいという風に考えております。この事業につきましては今の所イベント案という事で、例えば新居浜ゆかりのアーティストの方の講演、また、それぞれ私共の方でお願いをしております鴻上尚史さん、曽我部清典さん、高見知佳さん、他アドバイ

ザーの方、また原田顧問、そういったお力を頂きながら事業をそれぞれ企画をしてまいりたいと考えてございます。資料の右側の方、画面の右側の方で、色々な方を挙げさして頂いておりますが、例えば石丸幹二さんについては、この前太鼓祭りの時に少しお話しをさせて頂いたりという事で、少しずつ今後の運営協力のお願いをしてまいっている所でございます。そういった方々とオープニングフェスティバルを進めていきながら、当然、市民の皆様にも行ってご参加頂く為に、様々なご提案を頂いて、例えば皆様と一緒に良い事業をしていくという様な事を考えていきたいと思っております。まずその期間に概ね、施設の方向性を見つけていきながら、市民の皆様と新しい施設を造っていくという事で、特に、総合文化という事で広く色々な分野で事業を進めていきたいという風に今考えております。後、この施設のもう一つの中心になる機能として美術館でございますが、美術館の開館記念展事業等につきましては、山野参与より引き続きご説明をさせて頂ければと思います。

(山野参与)

・それでは引き続きまして、予定をしております開館記念展についてご説明 申し上げます。この記念展につきましては、既に原田顧問の方から"最初 の記念展は大きく捉えて"という事で、"新居浜と日本"というテーマを 頂いておりました。私達もそれを基に検討いたしまして、やはり新居浜が "住友の街"とであるという事です。そしてこの住友の第 15 代の住友吉 左衛門、この人が住友春翠という画号を持っており、また、この方の実兄 が当時の文部大臣の西園寺公望、という所から非常に文化に理解がありま した。そして、青銅器から近代美術に至るまでコレクションしていきまし た。その成果が現在京都と東京に泉屋博古館という美術館がございまし て、そちらの方に結実しております。勿論、開館記念展には泉屋博古館か らも、全面的にご協力頂けるというお話も頂いておりまして、まずその新 居浜と日本の核として住友の美術に与えた影響を振り返ろうではないか という事です。そして実は住友吉左衛門は、これはもう全く驚くべき事で ございますが、我が国の近代絵画の最初に位置する黒田清輝のパトロンで もあったんですね。黒田清輝は支援が無ければその後の活動が出来たかど うか、それ程、力を持った後援者でありました。そして住友吉左衛門の須 磨にあった神戸の別邸には、海外に留学していた黒田清輝最後の「朝妝」 という日本で最初の裸体画等も、住友春翠が買い上げまして須磨別邸に飾 っていたんです。ところが、残念ながら第二次大戦の神戸空襲で全て灰燼 に帰してしまいました。そういう所から、勿論参考図等でそういった作品 をご紹介しますけれども、まず我が国の近代洋画の原点に住友吉左衛門が

非常に尽力していたという事をご紹介いたします。そして京都の画家・浅 井忠、関西美術院ですね、これも住友の資金援助で運営されていた、とい うこういった事実もご紹介したいと思っております。具体的な作品選定・ 作家につきましては、大体のドリームプランは作っておりますけれども、 これは相手方と言いますか借り入る先がございますので、出品交渉を行い たいと思っております。で、展覧会は多く四つに分かれておりまして、核 はその住友と新居浜なんですが、その原点といたしまして、特に近代洋画 を扱いたい。これは新居浜で初めて振り返る事になるんですけれども、こ れは「鮭」で有名な教科書の高橋由一等。出来ましたら重要文化財の作品 も是非お借りしたいと思っております。それともう一人、西の由一と呼ば れておりました田村宗立という、これは関西で初めての洋画家なんです が、この田村宗立が、当時日本で最初の京都府画学校、こちらの油絵の教 師になるんですね。ここで学んだ人たちの中に旧姓松山中学で図画を教え る、そういうお弟子さんが多数出てきております。そういう事も紹介した いと。もう一つ田村宗立の驚くべき事は、当時から英語をしていたんです。 これは京都に初めに出来た京都府立中学に、既に25歳になっておりまし たけれども、田村宗立は潜り込んで、当時、日本人は出来ませんでしたが、 アメリカから来た教師に英語を学ぶんです。そこでほぼマスターしたよう ですけれども、その後田村宗立は何を考えたかと言いますと、当時科学技 術の最先端。この場所は皆さんどこであったと思われますか?病院なんで す。京都駆黴院と言いまして、それが現在の京都府立医大の前身です。そ こに潜り込みまして、そこにはドイツ、或いはアメリカ、そしてフランス から多数来ておりまして、英語を駆使してですね、そういう人たちに色々 科学技術の知識を得る。その中に油絵技術を持っていたドイツ人がいまし て、油絵の技術を学んでいくという事です。ですから今回の開館記念展は、 単に美術だけではなくてそういう科学的な意味ですね。例えば油絵の具は どうして作るんだろう?そういう事も出来ればイベントとして子供達へ も紹介したいなと思っております。それが二つの柱なんですけれども、も う二つの、四つの章に分かれておりまして、後二つはですね、もう一つは 言うまでもなくこの新居浜美術の紹介です。で、特に戦後はですね、小磯 良平が参りまして、オリゾン洋画研究所というのを開設されて、まぁそこ で多数の新居浜ゆかりの本当に郷土の画家が生まれております。そういう 人たちの作品・作家を紹介いたします。で、もう一つ第四章は、これも洋 画と関係するんですけれども、デザインを紹介したいなと。これは新居浜 出身の真鍋博さんもいらっしゃいますし、或いは秋月繁さんという、ネス カフェのデザインをされた方もいらっしゃいます。で、洋画とデザインと

非常に関係が深いんです。デザインも今日ではほとんど印刷ですけれど も、当時は油絵画家、洋画家が百貨店等でポスターを手書きでしていった。 こういう状況も説明しながら、デザイン部門も最後に紹介したい。これも 非常に面白いんですけれども、当時戦後ですね、ブラックデザインという 言葉が最初に生まれた頃、住友化学に今竹七郎というデザイナーが、この 方が元々神戸西宮の出身なんですけれども、この方が住友化学のデザイン を全て引き受けられていたんですね。それが日本で最初の所謂CI戦略。 コーポレートアイデンティティの先駆です。でそれの商品が「風邪薬はダ ン」です。パッケージからポスターから、そういうイメージを全てうって いくという、そういう戦略に出るんですね。そういう事もご紹介しながら、 本当にこの新居浜がデザインにも非常に優れた側面もあった。ですから今 回開館記念展で見て頂くのは、最初は油絵のしっかりした素材の作品を紹 介して、出来ましたら、重要文化財も3点くらいお借りしたいと思ってる んですね。これも今後この館の交渉次第ですけれども。そういう優れた作 品と共に、新居浜の美術を是非皆さんに知って頂いて、それを是非日本に 発信、全国に発信したいと思っております。ですから、非常に手前味噌で はございますけれども、今回の開館記念展にふさわしい内容にしたいと、 今目下学芸スタッフも努力しておりますので、是非ご期待頂きたいと思っ ております。

(石川猛委員)

Q. 真鍋博さんの作品は、今松山の県立美術館に保管されているが、新居浜に戻して貰うという事は出来ないのか?

(山野参与)

A. この間愛媛県美術館に行ってまいりまして、館長、学芸課長さんとも話 し合いまして、定期的にお借りしようという話は進めてきました。

(石川猛委員)

・本来は新居浜出身の方だから、新居浜にあった方が良いのでは?

(赤尾室長)

・あの今回山野参与においで頂いたという事で、組織的にも新居浜市が直営で学芸という組織をやっていく、という様な事で、県の方も定期的に新居浜と研修について一緒にやりたい。真鍋さんのご遺族のご意向もございますので、そういう事を積み重ねていきながら、条件が整えば。規模としては県美より小さいですけれども、グレードとしては劣るものではございませんので、最終的に持ってこれるようになれば良いなと思っております。そこはもうあくまでご遺族の関係もございますし、そういう様な事で、私共の方から「いやいや新居浜に持ってきます。」という話を出来る事ではございませんけれども。

(石川猛委員)

・それは分かっているけれども、新居浜に集めていける作品だからね。

(赤尾室長)

・多分、県の館長それから学芸の方も、当然新居浜の方でございますから、 そこら辺のご意思はお持ちだと思います。

(石川猛委員) ・原田先生を顧問に迎えるのであれば、そういうお力があるんだったら。そ れともう一ついいですか?原田さんならご存知かと思うんですけれども、 南予の田中担三さん。この方が亡くなってから、この作品が非常にまとま った所に収められていないので、彼もやっぱり凄い人なので、こういう機 会にこの方の作品を集めて頂くという事は出来んのですか? (山野参与) ・今後は、新居浜ゆかりという言葉も使っておりますので、新居浜市だけで はなくて、愛媛のご出身も含めて考えさせて頂ければと思っています。 (石川猛委員) ・田中さんの作品も今ならまとまって手に入れられる事が出来そうなのです が? ・要件として、他の作家ともバランスを考えて。その作品を持ち寄る人達の (原田顧問) 意見も、元々真鍋さんというのもそれですよね。遺族が、ここに美術館が なかったから、だから愛媛県美術館で預かった。僕は全部預かるのはどう かなと思ったんですけれども、遺族がそうやって言ってるのに無視する事 もないと思うんで。とにかく作家にとっては収蔵するのではなく、見て貰 うのが一つの大目的で、そっちの方が重要です。

(松久委員長)

・今石川委員の方からご質問頂きましたが、明日予定している収集評価委員会という委員会がもう一つあります。この美術館の内容について検討している所です。だからそちらの方でも今のお話を紹介いたします。何はともあれ、美術館という制度が収集評価委員会の承認がないと進まない。各幾つかの美術館の学芸課長から勤めて頂いておりますので、そちらの方とも相談しないといけませんから、そちらの方が一定のゴーサインを頂けるよう努力したいと思っております。今その石川委員から個人的に関係があるという風なお話でしたので、個人的な関係というものについては山野さんなりに、この会議の後にお伝えしておいて頂けるとありがたいなと思います。と言う事で、事務局のご説明は以上ですか?

(赤尾室長)

- ・はい。今の事業計画等に基づくご説明としては以上でございます。
- (松久委員長)
- ・改めて今の事業計画についてのコメントなり、ご質問の部分がございましたらどうぞどなたからでもお願いいたします。

まぁあの、お話を伺いますと本当に開館のイベントというのは"オール新居浜"という雰囲気で準備したいという事ですので、私としては大変健全な方向ではないかと感じているんですけれども。今の新居浜文化という所で、更に開館にご協力して頂けるという部分も多いと思います。

(山野参与)

・開館記念展ですね。これはシリーズ化をしていきまして、また年を改めまして第二弾では、まだ正確には決めておりませんが、例えば日本画とかですね、そういう個別にですね、彫刻も含めてシリーズ化を是非して頂きたい。ちょうどパリのポンピドゥー・センターがですね、最初、パリモスク

ワでオープン、パリベルリン、パリニューヨーク、最後パリパリと、そういうシリーズをしていきまして、これも館長が音頭をとって実現したわけですので、そういうのに習いながら、本当に私は日本だけでなく世界に打って出たいという気もありますので、それを参考にしながらシリーズ化してまいります。

(松久委員長)

・とりあえず開館の時には一定のスペースと時間的な制約もございますし、 開館が半年遅れたと言っても、今からそういう交渉等が始まるわけですの で、時間的には制約があって、とりあえずは"洋画"という所に焦点を置 いて。その次の年度には、今はっきりはしていませんけれども日本画、そ れから彫刻。更には場合によってはこれからの発展の中では海外も視野に 入れる、という様な事で、非常に設備的にはグレードの高い設備でござい ますので、色んな展覧会、色々なお宝を借りてくるのに十分な受け皿が出 来ます。何年かの流れの中で皆さん、長い目でご指示頂ければという風に 思っております。それでは、次年度以降の、計画が具体化した時点で報告、 という事になろうかと思います。

それでは、議題の2番目の「開館準備・記念事業」につきましては、 ここまでご質問はございませんか?

それではですね、3番目の議題でございますが、「施設利用条件の設定(時間・料金)」という事でございます。これにつきましても、事務局の方からお願いいたします。

■議題 3 ■

(堀さん)

・堀と申します。宜しくお願いいたします。私の方からご説明させていただきます。

お手元の方に、施設利用条件及び区分図を前に映しておりますけれども、 4階層分のフロアーと数値が色々と並んだ図がありますが見て頂けます でしょうか。これに沿いましてご説明したいと思います。

まずこの図なんですけれども、施設の利用条件の時間や料金を設定する為に、基本となります施設の年間当たりの開館日数と日々利用時間について考え方をまとめたものであります。まず開館日数なんですけれども、中段の上の部分ですね、ちょうど真ん中の上の方にピンクの絵が入ってちょっと黄色くなっておりますが、囲みの部分、開館日数と書いておりますけれども、この下の部分に年間休館日、全館の基本となる考え方をお示ししております。基本としましては美術館を除きまして、月1回の休館日を設定すると。美術館に関しましては、毎週休館日を設定すると。それを計算しましてやるという事と、もう一つは年末年始のお休みの設定。そして日々色んなメンテナンスが必要になる事が年に何回かありますので、そういっ

たメンテナンスの事。突発的な事で色んな事が維持管理上必要になる場合もありますので、そういう予備日。そういった色んな休館日を合計しまして、365日から引いたものがその上の部分の各部屋の部分の開館日数となると思います。基本的には335日というのが最長の設定日数ではあるんですが、先程お話しましたように、美術館が毎週お休みになりますので295日。そして太鼓台ミュージアムについては、各地区の太鼓台をお借りしまして展示をいたしますので、それの模様替えの日数を空ける事が出来ない日数も出てくる事がありますので、その分を差し引いた320日と。この3種類の日程を設定しております。

・もう一つ重要な事としまして、一番右の上の部分・施設の利用時間という ものを示しております。これの中央の部分に、通常利用というものが一番 上に書いておりまして、9時半から22時=夜の10時までですね、これを 全館の開館時間の大きな幅に考えております。その中で見ていきますと、 美術館の方では9時30分から17時30分=夕方の5時30分まで。小劇 場とそしてロビー・オープン空間につきましては同じくスタートは9時 30分からですけれども、最長の22時までの設定と。そして太鼓台ミュー ジアム・新居浜文化の展示の部分につきましては、美術館と同じなんです が17時30分まで。もう一つはアート工房。これも皆さんに色んな作品を 作って頂いたり、講座を開いたりする場所なんですけれども、ここにつき ましてはスタートがやはり同じで夜の 21 時までと、いう大まかな設定に しております。それ以外にもカフェとショップや受付の時間という風に下 に続けておりますけれども、こちらの方につきましては実際の運営が、指 定管理が決まりまして、そこのお店の経営方針や全体とのバランスをとり ながら時間の設定という事になりますので、仮に入れてある数値として見 て頂ければという風に思います。この中で施設の利用時間は以上の事なん ですけれども、実際はこの時間以外に利用する事も当然考えられますし、 この時間の通りやらないような場合が出てきます。それについては簡単に ご説明したいと思うんですけれども、まずは企画展やイベントというもの を積極的に出来る限り行っていきたいと思っております。具体的には夜間 の開館ですね。美術館ですと17時30分に終わってしまいますと、どうし てもお勤めの方や学生のさんでも夜からしか時間が空いてない方は見に 来る事ができませんので、春休みや夏休み・冬休み、或いは連休が重なる ようなゴールデンウィークや秋のそういった日ですね。そういったものを ターゲットにしながら、そういったイベントを組んだり企画展を組んだ り。そういったもので積極的にお客様を呼び寄せるようなイベントを行い たいと思っております。これに関しましては例えばですけれども、美術館

の図面の所に企画展イベント時(夜間開館)として小さな字ですけれども、 大体 9 時 30 分~21 時 30 分ぐらいの設定を仮に考えております。こうい った事をやっていきたいと思っております。もう一つ同じ所に書いてある んですけれども、一般の方が貸館として利用して頂ける場合でも、時間外 や時間延長が出来る様な仕組みも上手く考えていきたいなという風に思 っております。こういった特別利用の設定を考えているわけなんですけれ ども、これについては具体的にどういう時間帯に行う事が出来るのかと か、それに対する利用料をどういう風に設定するのかと、これがこれから の課題になっておりまして、ここにはそういう具体的な時間帯は示してお りませんけれども、現在そういった事も含めて検討している最中でござい ます。そしてもう一つ、今、実際にご利用して頂ける所としましては、美 術館、小劇場、アート工房とこの3つが中心になる、利用して頂ける所に なるんですが、図面でいきますと、まず2階の部分ですけれども、美術館、 これが3部屋に分かれているんですけれども、この部屋、この部屋、この 部屋と3つあるんですけれども、それ以外に展示ロビーといたしまして、 それぞれの部屋の前に通路上の展示が出来るような空間を設けておりま すので、こういった部分を利用する時の設定ですね、そういったものも合 わせて今後検討する必要があると考えております。基本的にはそういう美 術館の前の部分、そしてホール、地下1階になりますけれども、左下の部 分ですが、この小劇場の前にはホワイエという空間があります。そして一 つ上のM1階と書いてる後ろには、同じようにホワイエという部分が、ち ょうど客席の一番後ろの部分にあるんですけれども、そこには親子の方が 小さなお子さんと一緒にご覧になって頂くような部屋もあるんですけれ ども、そういった所の利用についての設定というものも、今後合わせて検 討する必要があるという風に考えています。ですから、この様にそれぞれ メインでお借りして頂ける美術館・ホール・小劇場・アート工房・それに 付随する部屋というものにつきましては、それぞれの用途に合わせて都 度、別途設定しまして、催しの方と協議を行う必要があると考えておりま して、このあたりについて、どういう利用が考えられるかというのも今後 設定しながら、皆さんの意見を頂きながら、設定をしていきたいなと考え ています。

・もう一つのお話をしたいんですが、ちょっとお手元には資料を未完成なままですのでお渡しは出来ていないんですけれども、それぞれ、先程ご説明した時間に合わせて、大体どのくらいの利用料が設定出来るのかと、試算してみた資料が前に映しているものなんですけれども、この表の一番上の部分、ここに時間帯の設定を書いております。基本的には午前・午後・そ

して夜間、そして前日を利用した頂く場合の利用方法と。そして一日単位 で利用料金を設定するものと、いう風にそれぞれ表の中で分かれておりま す。簡単に言いますと、午前中は9時30分~12時までの2.5時間分。午 後が13時~17時までの4時間分。夜間につきましては先程お話しました ように、アート工房関係は21時、ホール関係及び小劇場につきましては 22 時までと、時間が少し差が出ておりますので、22 時までの分を夜間で、 21 時までの分のアート工房の方を美術にしております。前日の方でも 9 時 30 分~22 時をA、Bの方が 9 時 30 分~21 時という設定にしておりま す。それぞれそういう設定と、その時間帯ではなく一日単位でお貸し出来 る方が良いのかなという風に考える時には、美術館関係の2階の2部屋で すね。これに付きましては、ホールでやるように片づけや準備というのは、 数時間で出来るものではありませんので、時間単位よりも一日単位で利用 して頂く方が上手く使って頂けるのではないかという事で、今一日単位の ものとそれ以外の部分の時間帯での利用料金の設定という風に分けてお ります。これを計算する為の基になるものがですね、この左の方にありま す、床面積を時間あたりの単価、というものがありまして、これが何かと 申しますと、1時間あたり、1㎡あたり、いくらぐらいの設定にするかと いうものが、この時間単価なんですけれども、それに床面積を掛けると利 用時間が算出出来るという風な方式で表に当てはめたものです。機械的に やりますと、時間単価のような細かい数字が出るんですけれども、これを その右側にあります設定の時間単価というものに数字を丸めて、適切な金 額に落とし直したもので、実際はこの右側のそれぞれの時間単位の中から ひろうようにしています。この表では時間の、1時間あたり、1㎡あたり の単価について、どういう方法で算出するのがいうのかというのを考え方 が複雑になりますので、ここからは次の資料を見て頂きながらご説明を続 けたいと思います。

(曽我部副室長)

・引き続き資料にはお配りしてないんですけれども、前の画面をご覧になりながら説明をさせて、お聞き頂ければと思います。総合文化施設を市民の皆様に使って頂く際の観覧料ですとか、使用料についてなんですけれども、まず基本的な算出方法の考え方といたしまして、総合文化施設の観覧料及び使用料の設定につきましては、維持管理費等を基に利用者、受益者とも申しますが、と市の負担バランスを試算・検討いたしまして、近隣の類似施設の料金を参考にしながら、調整・整理し、算出する必要があると考えております。これを、この考え方を基本にいたしまして使用料を算出する為に、原価×受益者負担図・利用者の負担割合、という計算式で算出する事にいたしました。

- ・まず計算式における原価についてなんですけれども、原価というものはコストと置き換えられまして、サービスを提供する為に必要な経費と考えます。そして原価の設定につきましては、施設全体の原価=コストを算出した上で1㎡あたりの時間原価を算出する、という手順で行いました。施設全体の原価なんですけれども、これは人件費ですとか、光熱費等の物件費、維持補修費、建設費等、施設の管理・運営にかかる経費の合計額で、新居浜市の総合文化施設では、1年あたり437,266,000と試算いたしました。
- ・次にこの施設全体の原価を基に1㎡あたりの時間原価を出していきたいと思います。1㎡あたりの単価につきましては、施設全体の原価の437,266,000を総延べ面積7,340平米で割り、開館日数、先程堀の方から説明がありましたが、開館日数の335日で割り、もう一つ開館時間12.5時間で割り出しますと、1平米あたりの単価が出るという計算式になるんですが、それを電卓をおきますと14.3円という風な設定になります。
- ・次に、原価×受益者負担率、という事を先程説明いたしましたが、受益者 負担率の設定についてでございます。現在の新居浜市の文化センター等の 施設を利用する際の受益者負担率という風なコストと、負担した金額で設 定し直しますと、約 20%程度という風な事が数式で求められました。こ れを基準に考えますが、県内ですとか、周辺県外地域の類似施設を見てみ ますと、25%ないし30%の受益者負担率の所がほとんどでございます。 これは、身近な地域の施設である為に、利用者負担を低くして、市の負担 を高くして良いと考えているという風な条件がございまして、25%から 30%程度が適当ではないかと判断いたしました。その中の 25%というよ うな事で、今回は受益者負担率を 25%と設定いたしまして、先程の算出 いたしました時間単価の14.3円×負担率25%を掛け合わせまして、1時 間 1 ㎡あたりの使用料を 3.5 円、計算しますと 3.575…ていう風に続くん ですけれども、約3.5円、という風に設定いたしたいと思います。この3.5 円と基に使用料を試算いたしました。使用料なんですけれども、観覧料・ 常設展示の観覧料と貸館・貸室の 2 つに分類して算出をいたしておりま す。観覧料というのは、美術館の常設展の観覧料なんですけれども、一人 当たりの原価を算出した上で観覧料を設定する方式にさせて頂きます。こ れは、常設展示室を一日運営する際に、入場者一人当たりにかかる経費は どれくらいか、という事を求めた数字でございます。設定といたしまして、 一日 8 時間の入場、9 時 30 分~17 時 30 分の間で一日の利用者を 20 名と 設定いたしまして、1時間1㎡あたりの使用料3.5円×常設展示室268.35 m²×8 時間を 20 人で使用しますよという風な事になりますので、計算を いたしまして、約375.6円という計算になってございます。これをそのま

- ま常設展示室の観覧料というふうに設定するかどうかなんですけれども、周辺地域の類似施設では 200 円ないし 350 円というのが中心設定でございます。例えば、愛媛県県立美術館では 300 円という風な設定になってございますので、新居浜市といたしましても 300 円ないし 400 円の範囲内で設定いたしたいと考えてございます。
- ・次に、貸館、美術館の展示室ですとか、ホールとか及び各室の使用料金な んですけれども、1室あたりの原価から使用料を算出いたしたいと思いま す。1時間1㎡あたりの使用料に部屋の面積を掛け合わせたものが、部屋 毎の1時間あたりの使用料となります。それを先程堀の方から説明いたし ました設定の時間=午前ですとか、午後とか、夜間A/Bの設定時間を掛 け合わせまして、貸室の使用料といたしてございます。でそれが、堀の方 から一度ご説明をいたしましたが、表の様な使用料の試算になります。例 えば、小劇場を一日、何か講演をしたいので一日借りたいなと思えば、前 日Aのランクになりまして 12,600 円の設定っていう風な事になろうかと 思います。これは先程の時間単価から単純に貸出の時間を掛け合わせたも のですので、最終調整というものも必要だと思いますし、消費税 10%で すとか、実際にお金を払う際に細かい 10 円単位のものがあるとかってい う風な事は調整する必要があると思いますけれども、今の時間単価で求め たものを単純に掛け合わせたものとしてこの表をお出ししている所です。 市民ギャラリーを一日借りて頂く場合は、一番右端にございます8,000円 という風な試算でございます。アート工房で午後お勉強したいなとか、何 かイベントとかワークショップをしたいなというような事がありました ら、午後の欄のアート工房と照らし合わせまして、2,800円という風な設 定での料金になってございます。それで、先程堀の方からもご説明ござい ましたが、この時間設定以外にも夜間ですとか、もう少し早い時間帯に使 いたい、という風な延長という事もございますし、入場料金が有るか無い かですとか、土曜日・日曜日・祝日とかの利用については、他の施設等々 の事例を見ますと、少し割増になっていたりですとか、商業ベースのもの につきましては倍増という風な形の設定になっている所もございますの で、他施設とか他市町村のものを参考にしながら、最終的な決定にいたし たいと思っております。
- ・一応施設自体の使用料につきましての説明は終わりなんですが、その他といたしまして、駐車場の使用料について少しご説明をしたいと思います。施設には90台の駐車場というものを備え付ける予定なんですけれども、この駐車場につきましては、総合文化施設を利用して頂く方の為の駐車場という風に考えてございます。すぐ西隣に駅前の駐車場というものがある

んですけれども、この駐車場の使用料が最初の30分までは無料、30分を超え、以後30分毎1台につき100円という風に条例で定められておりますので、もしもうちの総合文化施設の駐車場が無料となりますと、駅を利用される方ですとか、近所のお買い物に行かれる方が、ずっと引っ切り無しに停めるだろうという恐れがありますので、この駅前の駐車場の使用料程度の使用料金は設定させて頂きたいと思っています。しかしながら、施設の利用者、展覧会に来られる方ですとか、ホールの講演・音楽講演を見に来られる方とかっていわれる方がいらっしゃいますので、その方々への無料化ですとか、駐車場の割引という風な事は考えないといけないと思っています。また、駐車場の使用時間に関してなんですけれども、24時間いつでも勝手に停められるという状況も、少し難しいかなと考えている所もございまして、この施設の開館時間に合わせた、駐車場の設定時間にするのが良いのではないかと、今現在は考えている所でございます。

・でもう一つ、減免についてなんですけれども、総合文化施設は市民の皆様 に積極的に利用して頂きたいと考えておりますので、減免についても予定 はしてございます。まず、観覧料についてなんですけれども、教育課程の 一環として小中学生の引率者が観覧する時ですとか、身体障害者手帳等々 をお持ちの方が利用される時、市内在住の65歳以上の方がご利用される 時等、高齢者や障害者や子供等にも大いに利用して貰えるように、減免の 対象にしたいと考えております。施設利用料につきましては、基本的には 市や市の機関の主催共催事業の実施の時ですとか、市が必要と認める時と いう風な事に設定したいと思っています。先程、この施設に付きましては、 指定管理者による指定管理というような事を予定しているという風にご 説明しましたが、指定管理者によって利用料金制度、使用料収入は使用管 理者の収入として認めようという予定にしておりますので、最終的の減免 の判断につきましては、指定管理者等々とも調整する必要があると思って おりますので、その辺ご理解を頂けたらと思っております。資料の方に、 5ページ以降に、四国内ですとか類似施設における美術館の使用時間です とか利用料の一覧表をつけておりますので、ご参考にお目通しを頂けたら と思います。これで終わります。

(松久委員長)

・ありがとうございました。いよいよ原価計画、お耳聞きだけでは咀嚼しきれない部分もあるんですけれど、不作の赤字を垂れ流すという事は当然出来ませんから、ある程度の相応な手不足金を取るというような条件で、そういう事は当然必要になるかと思います。それと、そういう条件設定と例えばアート工房でありますとか、そういう所で使用料との兼ね合いで利用を見送るというような団体も出てこないとは言えない。このあたりの兼ね

合いが、非常に少し難しい部分がございますけれども、少なくとも私自身 が今知った範囲では、それ程不合理な、黒字に基づいている提案とは言え ないのでは、という気はいたしましたけれども、この辺りは皆さんそれぞ れご意見があろうかと思いますので、これに関する、特に最初の原価等に 関する設定等につきまして、説明を求めていくべきではないかと思いま す。これ今日決定するわけではないですよね? ・はい。こういう風な事で試算させて頂いています、という事ですので。 (曽我部副室長) (松久委員長) ・これから皆さんから頂くご意見を加味しながら、少し検討を進めて最終的 に手続きとしてはどういう形で決定する事になりますかね?指定管理者 が決まってからですか? (曽我部副室長) ・いえ、指定管理者が決まる前に、今現在の予定では5月に施設の設置及び 管理条例を議会に提出したいと思ってございます。この施設の設置及び管 理条例の中には、施設の使用料ですとか、先程説明いたしました常設展の 観覧料とかの設定も条例の中に読み込まないといけませんので、出来れば 4月の頭にはその条例案をきちっとした形で作り上げていかないといけな いと思っております。それを基に最終調整をして、5月の市議会にて提案 をさせて頂いて、承認を頂くという風な予定にしたいと思っております。 (松久委員長) ・という事で4月の頭ぐらいまでには、きちんとした案を提出したい、とい うご意向でございます。 ・それと、料金の設定でございますけれども、あくまで条例で定めるのは、 (赤尾室長) 料金の上限を定めるという事でございまして、その範囲の中で指定管理者 がどういう風に運用していくか、というのはまた一つ別儀あって、それを 市長に届け出て市長が承認をする、という流れになります。ですから例え ば1万円というものをおきまして、1万円の範囲内で例えば利用が少ない からそれを下げていこうとか。そういう裁量権が指定管理者に与えられ る、というような事になります。それが合理的であれば市の方としてもそ れで承認をして、事業員等に算入して頂く費用に反映をさせて頂く。こう いう様な流れになります。 (松久委員長) ・今の手数料がそのまま適用されるわけではない、という事のようです。せ っかくの機会でございますので、ご負担のないご意見なり、ご質問をお願 いしたいと思います。恐らく4月までにこの建設委員会を開くというわけ にもいきにくいですよね? (赤尾室長) ・今度開かして頂くのは、先にご説明をしようと思っていたんですけれども、 指定管理者の募集のタイミングの前に一度、こういう条件で募集をしたい

という様なご説明をさせて頂く事が必要かなと思っているので、その説明 を含めて、5月の終わりから6月の最初にかけて、もう一回、次回の建設 委員会を開催させて頂けたらという風には思っております。ですので、料金等についてのご意見等ありましたら、直接私共の方に、もし今日なければ後日頂ければという風に思います。

(松久委員長)

・この建設委員会としての意見交換は、料金に関しては今日が期限、という 事で、ただ委員の皆様からのご意見なりご質問なりは、事務局の方で随時 承る、というお話でございます。

(直野由美子委員)

Q. さっきはっきり聞き取れなかったんですけど、この入場料を取るかどうかという検討、というお話のように思うんですけれども、館に入る入場料なんですかね?

(赤尾室長)

A. 先程観覧料という風に申し上げましたのは、具体的には今考えておりますのは、美術館にあります常設展示室、要は当然企画はするんですけれども、常設展示室という事でいつもそこに市の方が掲げてる美術館のその部屋について観覧を頂く費用、という様な事でございます。館に例えばお寄り頂くのに入場料を取る、という様な事は今は全然考えておりません。

(合田定子委員)

Q. 市民ギャラリーですが、初心者からプロまで自由に借りてしたい方がたくさんおいでると思うのですが、金額が今お聞きしたのでちょっとどれくらいになるのかっていうのは、ちょっと分からないのですが、なるべくならもっと安く抑えて頂いて、気楽に皆が利用出来る、特に初心者についても出来るような金額であってほしいなと思うんですけれども?

(松久委員長)

Q. 原田先生。県立の美術館であるあれの料金は?あれは無料ですか?

(原田顧問)

A. いえ。南館一部屋いくら。1日1,000円とか。

(松久委員長)

無料ではないですね。

(原田顧問)

・はい。あの、製作するアトリエを3つ持っていて、その内2つは、1つは こちらが、県がやるアトリエになっています。

(赤尾室長)

・資料の6ページに県立美術館、愛媛県美が出てますけれども、県民ギャラリーとして一室利用で一日14,270円。全室利用だと51,460円。展示室、多分これ本館の方だと思うんですけれども、これが一日最大27,820円、ていう風な事でございます。で、ここにちょうど各高松市美とか高知県美の料金も掲げておりますけれども、勿論私共として、安くするという事にそれを全然ダメだと言っているわけではなくて、また逆に公平性という観点からは一定の料金は頂く必要があるかなという中で、そのバランスの中で決まっていくという事になると思います。また先程から、山野参与、菅も申しておりますけれども、基本的に例えばその市民ギャラリーを使った市民の創作活動を支援するような事業をですね、市の直接で何か考える事で、例えば使用料を頂かずに使って頂ける、という設定もやれると思います。あくまで、個人でここを使いたいという事に関しては、要するに公と

少し区別する必要があるのかなと、こういう風に思っておりますので、一つ減免との兼ね合いという事にもなってこようと思いますけれども、基本的には応分の利用料をまず負担頂く、という原則をまず誤認識頂いた上でその中でどうやっていけるのか、という様な事だと思っております。文化施設なので赤字の垂れ流しみたいな事を言われていますが、料金としては、こういう計算の中で負担率がこういう風な事で設定をさせて頂いています、という説明もさせて頂かないといけないという風に考えていますので、今日は何か凄い細かい数字のご説明となりましたけれども、基本的にはこういう考え方で料金を設定して、その負担率がじゃあ高い・安い、というご議論を、例えば一定期間が過ぎた時にまたご議論頂くとか、そういう様な事も可能かなと思っております。

(合田定子委員)

・じゃああの、今だったらその文化協会に加盟していると、使用料の半額が 減免されると、いう様な制度。そういう制度が続けてここに当てはめて頂 けるのか?そういう事も考えて頂けたらと思いますけれども。

(赤尾室長)

・そうですね、そこは本当に今からの活動であったり、そういう事で当然今までの事実という事もございますし、今後文センなんかも建て替えていく中で、今のままの利用料金で本当に良いのかっていう議論も起こっておりますし、ご利用の中で、西条に比べて新居浜は安いので西条から全部来るといような話もあります。そういう風な一定のバランスの中で決めていかざるを得ない所だろうと思っております。とは申しましても、その中で新居浜市としてやってきた事については、当然事実としてそういう事があったと。例えば、それを変えるには相応の理由も当然必要でございますし、そういう事を考慮しながら定めてまいりたいという風に考えております。

(石川猛委員) (赤尾室長)

- ・私は使用料の大小ではなく、施設の内容が大切だと思います。
- ・勿論そうですね。そこがね、例えば最初から無料でやろうと言った時には、 そこに対する責任感も当然わいてきませんし、外から見られると、お金タ ダなんやからあの施設はあれでええだろうとこういう事に繋がる。そこは どっちが先と言う話ではなくて、その中で説明も果たしていくし、ご納得 頂けるかどうかは別にして、こういう考え方の中でこういう決定をしてま いりました、という事をする事で例えば施設の更新が出来るようになった りですね、そういう事に繋がっていくのかなという風に思うんですよ。施 設としてはですね、基本的には当然、高いお金を頂く事が目的ではないの で、その中で行ってこれだったらご負担頂けるだろう、更新もやっていけ ます、という利用料金設定というのが必要かなと思っております。

(石川猛委員)

・それに見合うものであれば、お金を支払う事は問題ないですよね。

(赤尾室長)

勿論そういう事になります。

(石川猛委員)

・それともう一つあるんだけれども、中ホール、大ホールがそうだけども、 やはり経営が大切。

(赤尾室長)

仰るとおりです。

(松久委員長)

- ・今日お話ししているのは、全く基本的な枠組みだけのようでして、そこに様々な情景が加味されていく。そうするとどのように条件設定するのか、それらを考慮しながら。もう一つは今ご指摘があったように、今回の提供できる内容をどの程度、どのように吟味させていくのか。これはもう料金設定もさることながら、むしろこれから、プランニング、企画力、利用者に満足していただけるようなスペック、内容を提供出来るのかと。これむしろ、美術館部門については今、先程ご説明頂いたように議論中ですけれども、他の部門についても、やはりそれぞれの分科会を中心にして検討しないといけませんよね。そういう事があると思うんですけど、まぁ今日、この問題を決定するという事ではなくて、ご意見を頂いて更に条例設定まで様々な条件を加味しながら解決、という事の為の前提でございます。
- ・一応、この議論につきましては今後、総合文化施設準備室の方にご意見を お寄せ頂けたらありがたい、という辺りで締めさせて頂いて宜しいでしょ うか?

■議題4■

(松久委員長)

・それでは議題の4番目のその他はございますか?

(田邉憲司委員)

Q. 開館の時間が9時30分設定になっているのですが、大体の所9時だと 思うのですが、どうして9時30分になってるのかなと気になってのです が。

(松久委員長)

・開館の時間が 9 時 30 分だと遅いのではないかと。 寧ろ 9 時からのお考えですか?

(田邉憲司委員)

(山野参与)

・朝のこの30分というのは大きいと思うんですよね。

A. 開館に際しましては、その準備が有りまして、例えばこの頃は LED で問題が無いんですけれども、照明が切れているとか、そういう作業が私共学芸者が点検いたしますけれども、各館回ってそういう問題があった時にその間を利用して、例えば高い物に乗って取り替えたりとか、そういう作業も見込んでおかないと。それとその場合、そこに観覧者が入っている場合非常に危険ですので、それで少し余裕を頂いているんです。大体日本全国の美術館をみますと 10 時です。10 時が大体基本ですけれども、京都の近代美術館は 9 時 30 分ですけれども。まぁそういう意味で一応 9 時 30 分という。

(田邉憲司委員)

Q. 美術館としての感覚で?

(山野参与)

A. そうです。

(田邉憲司委員)

・劇場としたら出来るだけ早く開けてるのかなと思うんですけど、美術館だとこうやってなっているのはどうしてかなと思いまして。朝の 30 分というのは大きいですから。美術館の 30 分も大きいと思います。

(赤尾室長)

・始まりの時間についてですね、特に我々としてこの時間が良いと設定した わけではなくて、実は郷土美術館が今9時30分でございまして、それに 合わせたスタート時間の開始で、とりあえず今想定を始めたと。ただ大き く今から利用料金に関わってくるのは、開館の時間を延ばせば延ばすだ け、当然スタッフの数が増えてまいりますので、労働基準法で何時間以上 はいけない、という事があって、一定のコストパフォーマンスでこの時間 が良いだろうという時間というのは当然出てくるかと思います。で、そこ を気にしないで考えると、開館時間を別に9時からにするのは我々として は何も問題ないので、ご意見として9時。先程、堀さんの方からお話があ りましたけれども、例えば事業毎に早い設定とか遅い設定組み込んでいけ るようにしたい、という風な事でございますので、あくまで目安としてこ の時間、という事でお捉え頂いたらと思います。例えば講演がある時に、 9時からどうしても開ける必要がある、という時には、それについては対 応が出来る様は事にしておくか。全体として郷土美術館とか、9時から開 けた方が本当に良いのかどうか、というのを少しまたご意見を伺いながら ですね、開館時間=要するにいつから開ける、というのをちょっと考えさ せて下さい。ご意見のありました色んなお立場からお話を頂いて、当然お 立場の違う方もおられますから、その中でどこに決めないといけない、と いう様な、材料として我々に色々ご意見を聞かせて頂ければ幸いかと思い ます。

(松久委員長)

- ・幾つかの、3つの部品がありまして、それぞれのニーズの在り様が少しずつ違う所がある、という事のようですので、その辺りも踏まえながら、今後新しい館の立上げですので、初めからベストのプランニングというのも難しい所がありますから、色々ご意見頂いてそれを叩いて頂く、という事で。
- ・さっきざっとした冒頭の紹介の中にネーミングの事があったかと思うんで すが、これについて触れていませんよね?今日は良いんですか?

(赤尾室長)

・あの、愛称募集等は先になると思います。やっぱり建物がある程度見えてきた段階で募集しないと、皆さんご意見寄せにくいかと思います。愛称の募集等については今から多分銅版などが葺き上がって、大体イメージが出来てくるのが夏過ぎになると思うんです。そのタイミングで愛称募集という様な事をやっていきたいなと思っております。

(石川猛委員)

Q. この建物の大きなテーマは何ですか?

(赤尾室長)

A. 建物、施設自身は"森の中のオープンミュージアム"というのが、一つの建物の、我々プロポーザル頂いた時の設計側からの大きな構想でございます。そういう意図をとりあえず基礎に、色んな所が出入りが出来たり、大きい空間があったり、というような事で、本当にこうモニュメンタルな記念堂みたいな建物ではなくて、皆さんにお立ち寄り頂きやすいこういう形、というような事を目指したものです。

(石川猛委員)

Q. そしたらもうオブジェ等はもう集まっているんですか?

(赤尾室長)

A. オブジェというのは外のですか?道路のモニュメントについては私共と 管轄が違いまして、区画整理課の方で募集をかけながら、今ちょうど募集 をしているとこですかね。六点は決まって、最後の多分人の広場のモニュメントの募集を始めている所だと思います。

(石川猛委員)

・思うんだけど、提案みたいなものになるんだけれども、例えばブロンズと か銅版画、エッチングとかを世界に発信していけば良いのでは?

(赤尾室長)

・これから出来上がりましたら当然美術館の事業として、公募展なんかも中でどう取り組んでいくか、というような議論がなされていくという風に思います。

(石川猛委員)

・「銅」は新居浜の場合はアイデンティティというか、メインテーマだから ね、エッチングなんかもやはりもう一度見直して貰いたいと思いますが。

(赤尾室長)

・先程も申し上げましたように、最終的に収集評価委員会の中で、例えばジャンルだったり作品だったり、という事も協議をして頂く事になります。 そういう中の一つとして情報を頂いて、こういう物も有りますよ、というような事をお知らせ頂ければ、その中でまた、事務局としてご提案をしてご議論を頂くというような事になってくるかなと思います。

(松久委員長)

・先程言いました様に時間を超過しております。ご予定がこの後、組まれている方もおられると思いますので、一応本日はここまでで委員会を締めさせて頂きたいと思います。ご協力大変ありがとうございました。是非今のような意見も含めて、事務局の方にお寄せ頂ければと思います。

終 了